

平成25年度田川地区水道企業団水道用水供給事業  
決算審査意見書の提出について

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された、平成25年度田川地区水道企業団水道用水供給事業の決算について審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

平成25年度田川地区水道企業団水道用水供給事業

2 審査の方法

審査に付された決算書及び関係帳簿、伝票並びに証書類等の照合、点検を行うとともに、関係職員の説明を聴取し、審査を行った。

3 審査の要領と着眼点

地方公営企業法に基づく各種書類が適正に作成されているかを把握するとともに、経費の効果的運用が図られているか、また、事務処理的な問題として、①支出科目の誤り、②添付書類の整備、③支出の使途が明瞭に記載されているか、④日付等の漏れと正確性、⑤金額の計数に過誤がないかについて審査を行った。

4 審査の結果及び意見

決算書及び附属書類は、いずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と照合した結果正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

水道用水の供給面では、本年度も大きな事故、災害の発生もなく、構成団体との協定水量による安定した用水供給が行われている。

損益計算では、用水供給に係る施設の動力費や維持管理費がやや増加しているものの、営業外収益における暫定分水に対する県補助金の効果により黒字決算となっており、累積欠損金も減少傾向であることから、経営面における特段の問題点は認められない。

5 資金不足比率の審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとされている。また、資金不足比率が20%以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないとされている。

当企業団では、平成25年度決算における資金不足比率の審査を行った結果、資金不足は発生していないことを確認した。

平成26年9月29日

田川地区水道企業団

企業長 伊藤 信勝 殿

監査委員 豊田 紀正



監査委員 千住 幹雄

